

## 第1回法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会 議事録

- 1 日時 : 平成22年5月31日（月）10:30～11:40
- 2 場所 : 総務省第4特別会議室
- 3 出席者 : （構成員）谷藤悦史座長、郷原信郎座長代理、江川紹子委員、コリン P. A. ジョーンズ委員、櫻井敬子委員、三上徹委員  
（総務省）階総務大臣政務官  
田中行政評価局長、新井官房審議官、讃岐総務課長、松本評価監視官、城代政策評価審議室長
- 4 議題 : 本研究会の目的、検討スケジュール等
- 5 配布資料 :
  - 資料1 法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会の開催について
  - 資料2 法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会開催スケジュール
  - 資料3 「法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価」の背景事情等

### 6 議事

【松本評価監視官】 定刻となり、皆様おそろいのようにございますので、これからスタートさせていただきます。私、本研究会の事務局、行政評価局で、評価監視官をやっております松本でございます、どうぞよろしく申し上げます。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。ただ今より第1回法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会を開催いたします。議事につきまして、お手元の議事次第に沿って進めさせていただきたいと存じます。開会に当たりまして階政務官よりご挨拶申しあげます。

【階総務大臣政務官】 はい。みなさんおはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。行政評価局の担当政務官をしております階と申し上げます。この法科大学院の問題について、先般、行政評価の機能を検討する我々の検討会においてですね、今年度、法科大学院のことを調査テーマに取り上げようということになりました。この問題につきましては今社会的にもいろいろ注目を浴びておりますけれども、当初の理念といたしますか、今までは司法試験が非常に受かりづらくて、受験テクニックだけを身につけて、それで司法試験に受かっても、ほんとうに社会に役立つ法曹になるのかどうか、というところで法科大学院というのがスタートしたと思うんですが、今現在どうなっているかと言えば「帯に短し、たすきに長し」と言いますか、試験は相変わらず受かりづらい反面、弁護士になったからと言って必ずしも活躍の場がないということで、当初の理念とはちょっとずれて来ているという感じが私もしております。そういったことを踏まえまして皆様方に議論をしていただいて、これから法科大学院について、どのような観点で見直しをしていったらいいのか、ということを是非ご意見を賜ればと思っております。お忙しい中大変恐縮でございますけれども、是非皆様から忌憚ないご意見を賜ればと思

いますのでよろしくお願ひします。ありがとうございました。

【松本評価監視官】 それでは、本日研究会にご出席いただいております皆様の御紹介をさせていただきますと存じます。自己紹介を兼ねてご挨拶をお願いいただければと思いますのでよろしくお願ひ申しあげます。江川紹子先生から御紹介申し上げます。江川先生よろしくお願ひします。

【江川委員】 江川紹子と申します。フリーのライターをやっております。この問題については、特にその弁護士になる人たちがなった時に、弁護士だけじゃないですけど法曹になった時 みんな借金背負っちゃって ワーキングプア状態になって大変だというような話を聞いておりますので、こういう問題や、あるいはいろんな多様な人たちが法曹に入ってくれば良いということで、まあこれを始めたにもかかわらず実際そうっていないという実態があるので、そういう実態をなるべく知って、少しでもいい方向になるようにしたいと思って参加しました。

【松本評価監視官】 郷原信郎先生。

【郷原委員】 郷原です。私は23年間検事の世界で仕事しておりまして、最後の方は、本省の研修所や桐蔭横浜大学の法科大学院派遣教官という形で法科大学院にかかわりました。当初から私、非常に危惧しておりましたのはこういう法科大学院という暗中模索の制度が、新司法試験制度が、果たしてほんとうにうまく社会にとってプラスになるのか、逆に大きな、社会にとってマイナスになりはしないかと危惧しておりましたが、おおむね私が心配していたとおりの状況になったということで、これから法曹の世界をどうして行くのか、司法の世界をどうして行くのかという根本的な問題を心配しております。そういった観点からできるかぎり意見を出して、やってみたいと思います。よろしくお願ひします。

【松本評価監視官】 コリン・ジョーンズ先生お願ひします。

【ジョーンズ委員】 ジョーンズです。よろしくお願ひします。私、2005年の4月から法科大学院の教員として務めて来ました。その前には弁護士として日本、他の国で活躍して参りましたので、実務と理論の架け橋、しかも日本と海外の架け橋として法科大学院で活躍できるといううれしい期待がありましたけれども、理念がかなり短期間で裏切られたような感じになっている感じが強くて、なんとかしていただきたいです。長くなりましたが。

【松本評価監視官】 櫻井敬子先生、よろしくお願ひします。

【櫻井委員】 学習院大学の櫻井と申します。私、行政法が専門なんです、この法科大学院関係については、私は平成元年に合格してるんですね、ちょうど、一番受験生が溜まっていた頃で、司法試験改革、司法制度改革しなくてはいけないということで、当時から司法試験受験生と言いますと社会的経験もなく法律の変なことばかりやってるようなちょっと問題のある人たちが多いというふうに世間で言われていたんですけども、私の周りにいた人たちは必ずしもそうではなくて、当時から少し現状は違うなという感覚をむしろ持っていたということがあります。それからあと、法科大学院ができたんですが、法科大学院ができる過程で、学習院にも法科大学院ございまして、設置の過程が、行政として見

た場合に問題があったことは当事者として見ておりまして、設置基準が途中で変わったり、いろいろ恣意的なことがあったということは元々問題意識としては持っていたところです。それで、現在どうなっているかという、正に岐路に立っておりまして、法科大学院は、当初から非常に問題があると言われていて、多分失敗するだろうという予測の下に創ってですね、やっぱり失敗しかかっているというのが現状で、これをどういうふうのリセットできるのかどうかというのが大問題だし、弁護士会を含め、いろいろな利害が錯綜しているというようなことで、さしあたっては問題点をしっかりと確認・認識することが整理として大事なかと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

【松本評価監視官】 谷藤先生、よろしく願いいたします。

【谷藤委員】 早稲田大学の谷藤でございます。私はみなさんと違いまして法科大学院並びに法律関係の専門家ではありません、ここにかかわるようになったのは、いわゆる総務省、日本において政策評価制度が導入される時からですね、どういう制度が良いのかということで、イギリスの制度を研究しまして、その後、ここで導入されてきました。そのような経緯がございまして、政策評価を中心に、私は総務省の政策評価を見て参りました。法科大学院につきましては、私の方では、大学教育の中で、専門職大学院の在り方ってどのような在り方がいいんだろうかということが、私の務めている大学でも問われておりまして、法科大学院ばかりではなく、いわゆる行政にかかわる大学院、専門職大学院が創られておりますが、それらも将来的にはどうあるのかというようなこと考えておりました。また、法科大学院を使わせてもらいました。私のゼミから数名が大学院に行きまして、何人かが弁護士になっております。まったく法曹教育を受けない政治学を受けた者がそこに入って、失敗した者とか、成功した者の事例を見て参りました。私は、法律に関する専門的な議論は皆様にお任せしたい。将来的に専門職大学院の在り方っていったいどうなんだろうか、法曹教育と言われるものをどのように位置付けて行ったらいいのかということ、政策評価のフレームの中で見てみたいと考えまして参加することとしました。どうぞよろしく願い申しあげます。

【松本評価監視官】 三上先生、よろしく願いいたします。

【三上委員】 三井住友銀行法務部の三上でございます。私は、企業の法務を担当するというだけで、法科大学院とはほとんど直接のつながりはないのでどれほどお役に立てるかわからないんですけど、強いて言いますと法科大学院卒の弁護士の採用を最近やっております、いま、旧試を含めますと9人おりまして、おそらくこれは日本の企業では日本IBMに次いで2番目ぐらいに多いのではないかと思います。その過程で思いましたのは、法科大学院卒の弁護士というのはストレートに大学から法科大学院に進んで卒業したという人は普通の学生の延長なんですけど、ただ当たり前ですけど新卒と比べると歳がいつまわっている。で、かつ法科大学院の修了が司法試験の受験の要件ですから、採用の場面では新卒ではなく、中途採用、キャリア採用になってしまう。そうするとリーマンショックのようなことがあると一番最初に門が閉まる部類に入ってしまう。一方で法科大学院ができて優秀な法学部生の多くが法科大学院に行ってしまうので、四大卒の新卒の法学

部の採用というのは実は非常に減っているというか難しくなっている。そうすると、非常に優秀であるにもかかわらず歳がいつてから、それも司法試験通っていても弁護士として喰っていくには問題あるとおっしゃいましたけれど、通ればまだいいんですけど、通らなかった人というのは非常にかわいそうですね、企業にとってもそういう優秀な人を採れないのは不幸ですし、本人にとっても人生のキャリアの前半部分の重要な時期を無為に過ごしてしまうのは不幸ですし、そういうような問題があるということは 私のような間接的な立場からも感じとれます。こういうことでも何か参考になればと考えております。よろしくお祈いします。

【松本評価監視官】 ありがとうございます。本研究会の構成員の皆様方は、今日、ご参加いただきました6名の皆様方のほかに、中央大学の文学部の教授でいらっしゃる山田昌弘先生も加わっていただけることになっています。ただ、残念ながら、所要により、本日はご欠席ということでございますので、次回以降、ご参加いただけるものと思っています。

自己紹介、以上で終わらせていただきまして、引き続き、私の方から、本研究会の運営につきまして、ご提案申し上げたいと思います。恐縮ですが、お手元の資料の一番下のホチキス止め、右肩に参考1というふうに書いているものをご参照いただきたいと存じます。1に書いてありますのは、本研究会に座長及び座長代理を置くということでございます。座長は、構成員の互選により選任し、座長代理は、座長が構成員の中から指名することとしてはいかがかと考えております。2番目、会議の運営でございます。会議は原則として非公開とするが、座長の了承を得た者について傍聴を認めることとしてはいかがかと思っております。それから、毎回、議事要旨を作成し、会議終了後速やかに公表するとしてはいかがかと考えております。さらに、会議終了後、座長は記者会見を行い、議事内容を説明する。必要に応じ、記者会見の代理者又は記者会見に随伴する者を指名することができる。大枠としては、このような運営方針としていかがかなということで、事務局としてはご用意させていただきました。皆様のご了解、ご意見を賜ればと思っております。なお、傍聴希望につきましては、法務省、それから文部科学省の方から、本研究会の傍聴を希望したいというご意見がでていることをご紹介させていただきたいと思っております。私の方から以上でございます。この運営案につきまして、ご質問などがございましたら、ご自由にご発言いただければと思っております。

【郷原委員】 原則として非公開という点なんですけど、これは、当面、リアルタイムに公開することはしないと言うことであって、最終的にここでどういう議論をしたかってことを明らかにする必要があるんじゃないかと思うんですが。

【江川委員】 議事要旨っていうのはどういうことですか。

【松本監視官】 本日の会議においてどのような議論がなされたのかという概要をまとめたものです。

【江川委員】 議事録ってことはではないんですか。

【松本監視官】 はい。

【郷原委員】 それは違うんですよ。最終的には議論の内容自体を、今すぐには公開しないけれど、公開するってことにしないと。ちょっとこれは別にプライバシーの問題とは違うんで、最終的に一切表に出ない部分があるというのはちょっとどうかなという感じがするんですが。特に問題がある部分は別ですけどね。政策評価の問題だからあまり最初から手の内をさらしてもってということもあると思うですね。そういう意味で当面すぐには公開しないが、最終的には差し支えない範囲で公開するのを原則にする方が、いいんじゃないかという気がするんですが。

【松本監視官】 研究会でご議論いただいた後に、検討結果を取りまとめる時期が来ますので、それについては当然のことながらきちんと整理して公表するのが当然だと考えております。それ以外に、議事録を作って公表するのかということにつきましては、内容なども見ながら、皆様の方でご判断いただければと思っております。本日の議事につきましてはテープにレコードしておいてですね、必要な時に起こせるようにしたいと思っております。事務的に申しますとその都度テープ起こしをして準備するというのはそれなりに大変なものですから、通常そこまではやっておりますので、その点、ご理解、ご了承賜りたいと思っております。

【江川委員】 欠席した人が分からなかったら困りませんか。

【松本評価監視官】 事務局の方で、そこはフォローさせていただきたいと思っております。前回の研究会において、このようなご議論がなされてというお話は、ご欠席の先生にお伝えする努力をしたいと思っております。

【櫻井委員】 あのちょっといいですかね。最終的に議事録公表するのはまあしょうがないかなと思うんですが、結構議事録チェックするのも大変なので、あと率直な議論ができるってことが大事かなと思ってますので、議事録を一応取れるような体制をとっておいてしかるべき時期に公表するということは事務的なことも含めてよろしいのではないかなと思うんですね。それで、法務省と文科省との関係がやや微妙ですので、そこはですね、どうも資料の2を見ますとヒアリングを予定しているんですよね、ですからある程度こちらの問題意識が固まるまでは傍聴はご遠慮いただいて、内容をそれなりに固めた上でやった方がいいんじゃないかなと。そこはどうしても対抗関係がありますので、最初から全部さらけ出すのは戦略としていかがかと・・・

【階総務大臣政務官】 今、この場にはいらっしゃっていないのですか。

【江川委員】 ここにいらっしゃるのはどなたですか。

【松本評価監視官】 事務局の職員です。

【階総務大臣政務官】 今の櫻井先生の話ですけど、悩ましいところだと思っていて、むしろ敵対するからこそですね。こちらが怪しいことをしているのではないかと勘繰られていますから、文科省と法務省に。なので、そんな変な議論はしていませんよということをしらしめるという意味で、僕は傍聴させた方がいいんじゃないかなと思っていたのですが。

【櫻井委員】 そういう考えもありますね。

【階総務大臣政務官】 ええ。

【櫻井委員】 そうだとすれば公開でやっちゃった方が良かったかなって感じも逆にして来るんですが。

【階総務大臣政務官】 ううん。

【郷原委員】 議事録は少なくとも作成しておかないと、何言ったかわかんなくなる。要旨にまとめられちゃうと。

【階総務大臣政務官】 あの、事後的にでいいですか。

【郷原委員】 ええそれは。

【階総務大臣政務官】 事後的というのはさっき言ったように、事務的になんか大変だということなので、研究会の報告書を出すタイミングに合わせてというイメージで、よろしいですか。

【郷原委員】 そうですね。

【松本監視官】 全面公開でよろしいのでしょうか。議事録、個人名を入れて。

【郷原委員】 ただ公開はできないものの中にはあると思うんですね、例えばヒアリングに来た人のプライバシーは明かせないと思いますし、発言内容も。

基本的には議事は全部記録をとっておいて、特に欠席された方などに議事の内容を把握してもらうために必要じゃないですかね。

【櫻井委員】 例えば、学校関係での内部情報いろいろあるんですね、そういうことをもし公開されると、私はちょっと話せないことも結構出てくるので、どうですかね。

【郷原委員】 そういった所は・・・。

【櫻井委員】 ご配慮いただいて、ということで。

【郷原委員】 そういったところは配慮して、すぐに全部公開するというのではなくて、取り敢えずは内部で議事録をちゃんと使えるようにして、最終的な公開は、何か別途考えた方がいいんじゃないですかね。

【階総務大臣政務官】 なるほど、じゃあ委員限りでの議事録は随時作成して、最終的に公表する段階で皆さんにチェックしていただいてと。

【郷原委員】 ええそうです。

【櫻井委員】 だいたい流れるんですけどね。

【谷藤委員】 発表用はいわゆる要旨で。研究会をスムーズに流すためには、要旨で十分だと思いますけど、最終的には、議事要旨じゃなくて議事録を残して置いた方が良いのではないのでしょうか。要旨も間違っていないという、別に都合の良い所だけをピックアップしたのではないということ。

【櫻井委員】 両省との関係はどうですか。

【谷藤委員】 最初からというのは少し懸念しますね、ある程度フレームが決まってからの議論でしたら、傍聴させても問題無いと思うんですが、どういう手法でもってどう評価するかというようなところから、最初から全部、文科省、法務省に見せるということになりますと用意周到に準備されてしまうような、感じはしますね。

【郷原委員】 そうですね。

【櫻井委員】 結構厳しいですね。法科大学院協会とか、自分達が批判されるって思うと思いますから、問題意識が固まるまでは、基本方針とか。まあ1回か2回かそのぐらいじゃないかと思うんですけど。

【階総務大臣政務官】 どっかのタイミングで法務省、文科省からヒアリングしなくちゃいけないんですよ。

【松本監視官】 はい。今後の開催スケジュールのお話をご紹介申し上げた方が議論が深まるかと思しますのでご紹介させていただきます。資料2というのがございます。こちらに研究会の開催スケジュール（案）というのが入っております。本日5月31日に立ち上げた後、毎月1回程度のスケジュールで進めて行きたいと思っております。

今回はですね、法務省と文部科学省が現在進めておられるワーキングチーム、こちらの検討結果が6月末には取りまとめられる見込みと聞いておりますので、その取りまとまった内容についてヒアリングをすることを予定しております。それから7月、8月につきましては、法科大学院の在り方について、これまでどんな検討がなされて来たか、若しくは関係府省において、どんな改善方策が講じられてきたのかという点についてきちんと整理して参りたいと思います。そういった事実なり経緯を踏まえた上で、9月、10月以降、法科大学院及び法曹養成制度に関する論点及び課題について活発なご議論をお願いし、11月から12月にかけて、そういった論点・課題を踏まえた上で、評価局が本テーマを調査するとするならばどういったやり方をすれば良いのかという点についてご検討、ご示唆を頂ければ、という形で考えております。従いまして、今回の研究会で、ワーキングチームの検討状況について法務、文科省からヒアリングをするということであれば、当事者がいらっしゃるわけですから傍聴の可否の問題は生じないないと思っております。それから、次の第3回、第4回の研究会につきましては、これまでの関係府省等の取組に対する皆様方の厳しいコメントなどはおありになるかもしれませんが、事実の整理であり、評価手法ということではないので、傍聴を認めても良いのではないかという感じが事務局としてはいたしております。第5回、第6回以降どうしていくか……。

【櫻井委員】 最初は問題無いと。

【松本監視官】 中身も併せて、皆さんでお決めいただければと考えております。

【江川委員】 あの質問が2つあるんですけど。日程というのは、私全然聴かれてないですけど、決められたものなのかということと、それからヒアリング、誰をするかということをそちらで決められたような形ですということですか。

【松本監視官】 説明が不足して申し訳ございません。この資料2の欄外のところをご覧くださいと思いますが、日程については決まったものではありません。皆様お忙しい方ばかりですので、原則として毎月1回最終金曜日を候補にしてはいかがかと考えております。皆様のご都合もあろうかと思っておりますので、ご意見をお聴かせいただきたいと思っております。

【江川委員】 全然聴かれてないですよ。

【郷原委員】 私これはちょっとだめですね。

【松本監視官】 先生方のご都合をお聞きして、都合が悪ければ修正して行きます。

【江川委員】 誰にヒアリングするかっていうのも。

【松本監視官】 ヒアリングにつきましても（資料）2に書いてありますとおり「上記の議題に加えて、関係者からのヒアリングを実施する。」これは皆様方でお決めいただければよろしいかと思えます。候補としましては法科大学院関係者、法科大学院卒業生・入学希望者、いろいろ対象はあろうかと思っております。事務局で案を作るのはやぶさかではありませんが、最終的にご判断いただくのは皆様です。

【郷原委員】 少なくともこのワーキンググループの検討状況は先ず聴いてみないと、始まんない。

【松本監視官】 はい、そこからスタートと思っております。また、その都度、次の議題は、事務局としてこんなものはいかがというものをお諮りした上で、ご決定いただければそれにしたがって準備いたしたいと思えます。

【谷藤委員】 なにも全面的にクローズする必要性も無いわけでありまして、とりわけ最初の2回、3回については傍聴を認めても、問題ないだろうと思えます。原則は傍聴を認めるけれども、根本部分については非公開にすることもあり得るということで進めさせていただけますか。

【松本監視官】 それでは皆様のご議論を整理確認させていただきますと、議事録は事務局が作成する。その公開、時期、内容については、皆様方にお諮りした上で決定するというところでよろしゅうございましょうか。それから法務省と文部科学省が傍聴することにつきましては、今、谷藤先生に整理いただきましたように、原則として認める、ただ内容によって、傍聴していただくことが不相当と判断される場合にはご辞退いただくという運びで進めてはどうかというご提案がありました。これでもよろしゅうございましょうか。

（委員からの発言なし）

【松本監視官】 ではそういうことで進めさせていただきます。それでは、議事に従いまして本研究会の座長の選任をお願いしたいと存じます。皆様方の中で、適任と考えられる方がおられましたらご推薦いただきたいと思います。いかがでしょうか。

【郷原委員】 今回の研究会は、司法の問題ではありますけれども、あくまで総務省として政策評価としてやりますので、政策評価の分野で業績があります早稲田大学の谷藤先生が適任だと思います。どうですか。

【松本監視官】 ありがとうございます。谷藤先生のご推薦がありましたが、他にございますでしょうか。

（委員からの発言なし）

【松本監視官】 よろしゅうございましょうか。それでは谷藤先生よろしくお願ひ申し上げます。今後の議事の進行につきましては座長の谷藤先生にお譲り申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

【谷藤委員】 郷原先生からのご推薦によりまして座長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。また、この期間が12月までを目途ということで非常にタイトなスケジュールということで、皆様に議論していただかなければならない。大変ご迷惑



をおかけすると思いますけど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。同時に座長代理を指名しなければいけないのでしょうか、そうしますと、先ほど言いましたように、私、法学並びに法務行政の専門家ではありませんから、非常に詳しい郷原先生を座長代理として指名したいと思います、よろしいでしょうか。

(委員からの発言なし)

【谷藤委員】 それでは郷原先生よろしくお願ひ申し上げます。そうしますと、先ほど皆様に議論していただきましたように、法務省及び文部科学省の傍聴希望については、基本的にこれを認めるということ。しかし、評価方法について微妙な問題があるという時には、これを排除して、クローズな形で会を進めるという形にしたいと思います。それと、基本的に議事録は、取っておくということと、時期を見て公表するという、日常的には議事要旨を速やかに公表することで、進めさせていただくことでよろしゅうございますでしょうか。

(委員からの発言なし)

【谷藤委員】 ではそのような形で、進めたいと思います。そうしますと・・・

【松本監視官】 座長、恐縮ですが。法務省、文科省の方が傍聴を希望して、廊下に待っておられますので、お許しいただけないでしょうか。

【谷藤委員】 今日はよろしいでしょうか。

【江川委員】 肩書きを教えてくださいませんか、肩書きを。

【松本監視官】 法務省は、大臣官房司法法制部参事官中川様、司法法制部付布施様、官房秘書課政策評価企画室補佐官岡村様の3名でございます。司法法制部が制度全般の見直しを行っており、秘書課は司法試験の所管と承っております。文部科学省は、法科大学院制度を所管する高等教育局専門教育課専門職大学院室長中野様、政策課評価室監視係長大久保様の2名でございます。

【櫻井委員】 後で紙にしてください。

【松本監視官】 はいわかりました。そういうことで入室を認めたいと思います。

【階総務大臣政務官】 常にその方っていうことですね。入れ替わりなくってことですね。

【谷藤委員】 入れ替わりはありますか。

【松本監視官】 あると思います。参事官が出なくて補佐など

【階総務大臣政務官】 ああそういう意味で。

【松本監視官】 傍聴希望者の役職・氏名についてはその都度皆様にお諮りいたします。

【櫻井委員】 紙で出して下さい。

【谷藤委員】 じゃあ本日はよろしゅうございますか。

(傍聴者入室)

【谷藤委員】 それでは今日の傍聴希望者の法務省から3名の方、文部科学省から2名の方、傍聴を認めることにいたします。会議を進行させていただきます。それでは本研究会の目的について、あらためて事務局の方からご説明願います。

【松本監視官】 私からご説明させていただきます。お手元の資料1と書いてあるものを見

ていただきたいと思います。いわば、これは研究会の開催要領と言うべきものでございまして、ここに目的、調査検討事項、開催方法、構成員、庶務が書かれております。目的については、行政評価局が今年度どのような仕事をするのかということ整理した「行政評価等プログラム」で今年度の実施予定テーマとしております「法科大学院の教育と司法試験等との連携による法曹の養成に関する政策評価」、縮めて言えば法曹の養成に関する政策評価を予定しており、その予定しているテーマにつきまして、法務省及び文部科学省の諸々の検討状況、こういったものを踏まえながら法科大学院、法曹養成制度の在り方を巡るこれまでの経緯でありますとか、各方面の指摘、課題等を把握・分析しつつ、このテーマをどういう形で調査、評価していくのか、その在り方、方法などのご検討をお願いしたいということで、有識者の皆様方のご参加を得て開催する、ということでございます。具体的に調査、検討事項が何かということは次でございまして、(1)、(2)、(3)につきましては、これまでどのような検討経緯を経てこの制度が立ち上がってきたのか、また、いろいろな問題点が指摘される中で、関係府省はどのような改善方策をとってきたのか、与党、野党、弁護士会等々、関係府省以外のところでもこの制度につきましては検討、提言等々がなされております。そういった諸々の検討状況などを整理した上で、(4)に書いてありますとおり、本テーマの調査、評価をどうして行くのか、その在り方、方法等についてご助言、ご示唆、ご議論いただければと考えております。開催の方法でございしますが、本研究会は、総務大臣政務官、階政務官が主宰する研究会ということでございます。本日以降、毎月1回程度開催し、12月を目途に研究会としてのとりまとめを行っていただければと考えております。それから構成員につきましては、先ほどご紹介申し上げたとおり次のページに載せておりますので、どうぞご覧いただきたいと思いますが、必要に応じて追加変更あり得べし、そういうふうに考えております。庶務は行政評価局の方でやらせていただきたいと思っております。

次に資料2をご覧いただきたいと思っております。この研究会の開催スケジュールについてご説明いたします。右側に参考で載せておりますが、法務省、文部科学省では、両省の副大臣が中心となってワーキングチームを立ち上げておられまして、これまで3回の開催実績があり、6月に検討結果を取りまとめると聞いております。第2回につきましては、このワーキングチームの検討結果がまとまり、公表された時点でヒアリングをさせていただくこととしてはいかがか、というふうに考えております。3回目以降については、あくまでこれは案でございまして状況を見ながら、ご相談させていただければと思います。それから、先ほど申し上げましたが、研究会の開催日でございしますが、皆様極めてご多忙な方ばかりでございまして、予め、一月先、二月先の日程を押さえていただくことが必要かと考えておまして、事務局としては、わかりやすい例として、原則として毎月最後の金曜日あたりを開催日として仮置きしておいて皆様方のご都合をあらためてお伺いしまして、柔軟に変更して行く、というようなことを考えて参りたいと思っております。それから、研究会は、いろいろな方からヒアリングというようなことも必要かと思っております、どのような方からどのタイミングでヒアリングをするのかということにつきましても皆様の

ご意向を伺って事務局でアレンジしたいというふうに考えております。

それから、ご参考までにお付けした資料についてご紹介申し上げます。参考2ですが、この制度の中核となる政策の体系図ということでございます。これは関係法令、上から三つ目の枠に、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律と書かれておりますが、平成14年に施行されておまして、これが中核をなす法律でございます。このほかにも専門職大学院として立ち上げるための学校教育法や、裁判官や検事を法科大学院の教員として派遣するための法律などもあるようでございますが、この法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律、これが基本となる法律ということでお考えいただければよろしいかと思っております。この法律に基づいて、講じられている各種の政策がどのような効果をあげているのかを中心に見て行くのかなというふうに考えておまして、この法律に基づく体系をポンチ絵風に示したのがこれというふうにご理解いただきたいと思っております。政策の目的の下のところにちょっと書いておりますけれども、わかりやすい目標としては、政府の閣議決定といたしまして法科大学院の過程を終了した者のうち相当程度、例えば7、8割という方が新しい司法試験に合格できるよう努める。これが一つの政府目標として示されているということでございます。それから、この法律の内容でございますが、大きく分ければ、法科大学院における教育の充実を図るといふ政策と、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習との有機的連携の確保、法科大学院の教育を踏まえた司法試験及び司法修習の実施というあたりがこの法律の根幹かと思っております。それからご参考までにこの関連の中で、ある程度わかりやすい数値目標が立っている部分だけかいつまんでご紹介申し上げますと、法科大学院への裁判官や検事の派遣法というのがありまして、おおむね5年以上の実務経験者を専任教員のおおむね2割以上確保する目標が示されております。それから、多様な知識、経験を有する者が入学者の3割以上となるよう努めるものとするとの目標が文科省から示されているというふうなところでございます。その他省略させていただきますが、こういった法律に基づく政策がどのように効果を上げているのかというあたりが一つの見方だと思います。それから、参考の3-1でございますが、司法試験合格者数の推移のグラフです。戦後200人台の司法試験合格者数から、平成11年以降、1,000人を超え、現在、2,000人を超える所まで来たということでございます。赤い部分が新司法試験、青い部分は旧司法試験の合格者です。それから参考3-2でございますが、法科大学院を修了した方々が新司法試験を受験なさって、どの程度の合格状況なのかという資料です。平成18年度48.3%でスタートし、昨年度は27.6%になっております。参考3-3は、法科大学院別の状況です。74の法科大学院の合格率にばらつきがあり、また、姫路獨協大学法科大学院は来年度以降学生募集を停止するというのを大学自ら発表されたということでございまして、現在この大学院には在籍する学生さんが17人おりますけれども、この方々が終了した時点で姫路獨協大学の法科大学院は、廃止を文部科学省に届けるというふうなところが、先般の報道記事であったようでございます。参考4は、法務省、文部科学省の副大臣を中心とする検討ワーキングチームの設置に関する資料です。現在の法曹養成制度の問題点・論点、問題点・論点を解決するための改善方

策の選択肢の整理、この改善方策を決定するためのフォーラムの在り方というようなことがご議論されていると聞いております。また、6月に一定の取りまとめが行われる予定と伺っております。過去3回ほど開かれたワーキングチームの議事概要についてですが、第1回目では、文科省、法務省の方から所管する制度についてご説明が行われ、第2回目では、司法試験、司法修習について説明が行われたほか、日弁連からもご説明があったようです。第3回では、新たな法曹養成制度を経た弁護士6名からヒアリングをしたようでございます。事務局からは以上です。

**【谷藤座長】** 事務局からの説明を受けまして、何か皆さまからご質問ございませんでしょうか。

**【階総務大臣政務官】** 皆さんからは言いづらいことだと思うので、確認しておきたいのですが、この会議、政務官が主宰するとなっておりますけれども、私が代わった場合はどうなるのでしょうか。私としては、政務官が代わろうが絶対これはやるべきだと思って、私が退任するしないにかかわらず、続けていくような建てつけにしくちゃいけないと思うのですが、今の表現ぶりで大丈夫ですか、そこは、担保されていますか。

**【松本評価監視官】** この研究会の開催につきましては、政務官までのご決裁をとっておりますので、政務官がお代りになったときに、実務的には、後任の政務官に経緯や考え方を説明して、ご了解をいただくという形で進めるということになります。

**【階総務大臣政務官】** ご了解を得られなかったら、どうなるのですか。

**【田中行政評価局長】** 行政評価局長の田中です。実務的にはそうだと思いますが、このご説明書きにございますよう、総務大臣政務官の政策評価担当が主宰するとあります。格別のことがなければ、官職指定で続けていくものだと考えます。

**【階総務大臣政務官】** 私は、非常にこれは大事だと思っておりますけど、もし、後任の方が、これやるべきではないと話になったときに、そこがその誰がなろうが、誰がなったにかかわらず、ちゃんと続けられるようなことを担保しておきたいのです。それはできるのですか。

**【田中行政評価局長】** 通常、先程申し上げましたように、格別な旨がなければ当然続くものだというものごとの整理でございます。それに加えまして、基本的には、最終的に総務大臣がこの仕事の責任者でいらっしゃるから、例えば、総務大臣に引き継いでいただくとかですね、そういうことが今実務的には頭に思い浮かぶのは、そういうことございますけど、通常、こういう格好で決裁をいただきますと、議論がなければ当然のごとく続く、というものと我々は理解しております。

**【階総務大臣政務官】** これ以上は、書きようはない。

**【田中行政評価局長】** 何か工夫の余地があれば、やりたいと思っておりますけど。繰り返して恐縮ですが、当然だと思っておりますので、通常、閣議決定も政府の決定もそういうふうになっております。何か、お気持ちに沿うようなやり方があるかどうか確認してみます。

**【谷藤座長】** 私の方から一つ質問いたしますけど、最終的に報告書をまとめます。その報告書は、どちらの向けに提出することになるのでしょうか。

【松本評価監視官】 政務官でございます。

【谷藤座長】 政務官に提出するということになりますか。

【松本評価監視官】 主宰者にご提出いただくことでよろしいかと考えます。

【谷藤座長】 現在の段階では、階政務官の方に、私どもの研究会の最終的な報告書を提出することですね。もう一つございまして、今度は、法務省と文科省との関係になりますけれども、私どもの研究会で研究をやりまして、何らかの例えば政策評価にかかわるような点につきまして、何かの改善点がみられるようなもの、報告が出たとしたら、それは、階政務官の方から、各法務省ないし文科省に伝えられるということですか。

【松本評価監視官】 この研究会で、行政評価局が行う法曹養成に関する政策評価について、こういう問題点・課題がある、こういう手法なり評価のやり方でやってほしいというご提言を頂戴いたします。そうしますと、私どもは早ければ、来年以降、私どもの現地機関を動員して具体の調査に入ります。評価作業に入ることになるわけでございます。その評価の結果、改善すべき課題が発見されたならば、例えば、総務大臣から関係の大臣に対して改善の勧告を行うという運びが予定されております。調査の結果に応じて、そのような形で進んでいくということだと考えております。

【櫻井委員】 設置法が根拠だということですよ。

【松本評価監視官】 政策評価法もございまして、総務省設置法もございまして。

【谷藤座長】 そうしますと、この研究会は、評価手法といわれるものの、今後、行政評価局がやる評価手法ないしは方法、手続といわれる形についての報告書をまとめればよいということですね。

【松本評価監視官】 事務局としては、そのように考えております。

【谷藤座長】 それに基づいて、行政評価局が来年度にかけて全体的な評価作業を行う。

【松本評価監視官】 この研究会のご検討結果を踏まえて、大臣、政務官の方で実施を決定していただいてですね、調査に入ることになるかと思えます。

【谷藤座長】 私どもの作業は、準備的な研究作業と捉えてよろしいのです。

【松本評価監視官】 結構でございます。

【谷藤座長】 本格的な政策評価が、来年度、もしですよ、決定されたら、実施して、それに基づいてさまざまな改善点が出ましたら、それは総務大臣を経て、文部科学大臣ないしは法務大臣の方に勧告を申し上げる、そういう手続でよろしいですね。

【松本評価監視官】 そのように理解しております。

【谷藤座長】 そのほか、みなさんの方からご質問ございませんでしょうか。

【櫻井委員】 ちょっといいですか。前提条件を伺っておかなければいけなかったのですが、そもそもこの研究会ができる経緯はどうだったのかということについてですね、少し、通常の、通例の手続と違っていることは伺っておりまして、その点をご説明いただいたほうがよろしいかと思うのですが。

【松本評価監視官】 研究会を立ち上げる経緯、通常の場合とどこが違うのかというご質問ですので、そこに焦点を絞ってご説明させていただきます。通常は、政策評価に総務省が

着手する時には、政策評価・独立行政法人評価委員会のご審議を経ることとしております。そこでご了解を頂いた後に調査を開始し、それと並行してが研究会などを立ち上げて、具体的な方法を検討するというやり方が通常でございます。しかしながら、このテーマにつきましては、極めて難しい問題、どういう形で評価していくのか、アプローチの仕方も含めて、課題・論点を含めて難しい問題が多々あることから、実施を決定する前にいろんな勉強しよう、その上でいったいどういうふうにやったらうまくいくのか、という辺りを十分検討・研究した上でスタートしましょうということとなり、調査に着手する前に研究会を立ち上げて、十分検討することとしたものです。

【江川委員】 法務省とそれから文科省がやっているワーキンググループですか、議事概要がここに載っているのですが、これは議事録も全部公開されているものなのでしょうか。

【松本評価監視官】 それは、承知しておりません。

【江川委員】 ホームページには載っているのでしょうか

【松本評価監視官】 ホームページに載っているのは、議事要旨です。

【江川委員】 例えばですね、ここでヒアリング、弁護士に対するヒアリングをやっていると書いていますよね。そういう内容を、重複してもしょうがないこともあると思うので、こういうものは、法務省のところでやったものを出してくださいと言うことは可能なのでしょうか。

【松本評価監視官】 重複排除の観点からお尋ねするつもりです。どこまでご協力いただけるかは別といたしまして。なお、法務省・文部科学省のワーキングチームも非公開とするというふうに書いてございますし、議事録の作成・公開については明らかにされております。

【江川委員】 ただ、ヒアリングなんてテープを録って、起こしぐらいはしていると思うのですよね。

【松本評価監視官】 ダブらないという観点からですね、必要な情報は伺いたいと思います。

【櫻井委員】 この議事概要では、何も分からないですよね。出席者が誰かぐらいしか。

【谷藤座長】 そのほか、ご意見ございませんか。

【郷原座長代理】 よろしいでしょうか。この問題をこれから検討していくに当たって、重点となるものが2つあると思うのです。これまでの法科大学院が設置されて、法曹養成制度が変わってきた過去の経緯ですね、どんな考え方で、どういう方向を目指してやってきたかという過去。それと今、非常に深刻な状況になってきているけれども、深刻な状況に対してこれからどういう対策をとれるのか。二つの問題。これからどうするのかということに関してはむしろ法務・文科省のワーキンググループとかで検討するもので、我々のここでの検討はどちらに重点を置くのかということを含め程度方向性を考えていく必要がある。私はやはり根本問題ですね、この国の司法の在り方とか、法曹養成制度の在り方について、どういう考え方で検討していったのか。先ず根本的に見直して行って、そこに関する調査を行っていくことが先決ではないかと私は思います。

【谷藤座長】 そのほかにも、ご意見ございませんでしょうか。

【江川委員】 法務省でたぶんそうですし、こちらでも、総務省でもこういう方も、ヒアリングどうですかみないたことがありましたけど、そういうのは大体何のかんの言うてもうまく行った人達だけ聞いていたってしょうがないと思うのですよね。むしろ、失敗した人達、この制度の中でうまくいかなかった人達にちゃんと話を聞いて、そこからどういう観点からこの問題を見つめるかということが必要だと思うのです。それは非常に難しいことだと思うのですけれども、それがすごくやるべきことかなという気がしています。

【櫻井委員】 視点としてはですね。今差し当たって思いつくのは、法曹が増えるということについて利害状況が、任官関係、要するに検事さんと裁判官とそれから弁護士会で違うんですね。色々聞くのは、任官で採る組織の場合は、上から採っていけばよいわけなので、数が増えても実害がそれほど直接には感じられないということで、質の低下みたいのことが言われているのは、むしろ弁護士の問題で、そこをどうみるか。本当に低下しているとみるかどうかは、水準の置き方によって違って見えますので、そのの視点が一つあるだろうということ。それから2点目は、これは国立大学と私立大学で利益状況が全然違うのです。はっきりいうとイコールフットィングじゃないと言いますか。国立の方は、国立大学法人ということで、交付金を得て専門職大学院をやっているということで、学費も非常に低く抑えられるのだけれども、私立大学の場合は必ずしもそうではないと。しかし、専門職大学院について、何故、そういう格差といいますか、最初のスタート時点が違っているということが、私立の大学の方からすると、政策としてやるときに、そういうことがどうして合理化できるのかということが疑問としてはある、という基本的な視点はあるかなと思っております。3点目は、仕組みとしては、法科大学院を出ないと駄目だということになっておりますから、非常に規制が強化されたという面があって、それにもかかわらず受からなかった人はどうなるかということで、国家がフリーターを増やしているみたいなことがございまして、その人達の人生をどうするのかということが大問題で、リセットが効きにくい年代になってしまうんですね、20代の後半ぐらいまでなってしまうので、その辺りについてはたぶん労働政策とかですね、そういうような発想がないといけないのだけれども、そういうことに関心自体を置いていなかったのではないかというふうに思っています。我が校でもそういう問題を眼のあたりにしているので、深刻に感じているということです。

【谷藤座長】 さきほど郷原委員がお話したことと、私もそこと同じようなことを考えておりまして、今の作られていた制度とか、制度からもたらしたような状況、弁護士の質の低下だとか、というようなところに結び付くような現在の教育制度だとか、司法制度とかの、いわゆる原因論ですね、なぜこういうふうになったのかという原因を探っていく作業が一方では必要だろうと思います。もう一方では、正にいろんな対策が求められているわけですから、どういう対策を講じていったらよいのか原因を探るということと、対策と言われているものがどんなものがあるのかということを探るというふうな、二つのところからアプローチしなければならないだろうと。それから、もう一つは、入口論、出口論と言いますか。入口の方はまさに法曹教育の問題になっていまして、その法曹教育の上に成り

立っている現在の法曹制度そのものの問題が出口の問題だというふうに思います。そうするとまさに、これは入口論を展開しますと教育の問題で、専門職大学院という在り方が本当に良いのかどうかという検討だとか、今のカリキュラムの検討だとかという問題になっていくのだろうと思います。そういう過程で出てきた人はどういうふうに振り分けられていくのかという出口論も展開しなければいけないだろうと思います。その際にどんな状況を見ていったらよいのかということですね、何の要素をみるのかということの、選り分け作業と言われるものをしていかないと、議論が拡散して、すごく議論が大き過ぎちゃって、少し絞り込む作業をしていく必要があるかもしれない。その時に、私は、考えますのは、法務省と文科省がやっているような議論を、ここでもう一度重ねてもしょうがないので、別の絞り込み作業を、どこにするのかということ、少し時間をかけて議論していかねばならないのだろう、と現段階では考えています。

**【ジョーンズ委員】** 我自己、アメリカのロースクールを出て、弁護士になって8年ぐらい経過したところ、初めてのロースクールの教育に深く感じました。ロースクールに行ってもよかったなど。法科大学院の教育の評価ができるのは、多分市場・法律サービスのユーザーではないか。現時点では、法科大学院出の弁護士、その他の法曹があまり活躍していないので、教育内容を評価しようとしていること自体はどうかという疑問が、私にはあります。法曹人口と法科大学院の役割が議論されるときに、不思議にいつも欠けているのが、法曹三者以外のたくさんある法律資格者なんですね。それを議論しないとどこまでの的を射た解決策を得られるのか、非常に疑問なんですね。ほかの法律資格は、それぞれ縦割り行政で、どっかの省庁に所属しているわけなので議論しようと思えば、麻痺してしまうおそれがあるのかなと思うのだけれども。市民の観点からすれば、地下鉄に乗れば、多重債務者の救済とか、司法書士とか行政書士が弁護士と競争している場面があります。関西では、阪急電車に乗れば司法書士、地下鉄に乗れば弁護士というような宣伝の出し方をしているんですけど、実の世界ではダブっている業務がたくさんあります。それなのに、法曹、法曹という言葉だけを使って議論しても、どこまで意味があるのかなという疑問があります。

**【郷原座長代理】** 私がロースクールで教えた学生で、いわゆる三振で受験資格を失った学生が行政書士とか社会保険労務士とか司法書士を目指して資格を取った卒業生もいまして、そういう観点から改めて考えてみると法曹資格じゃないと本当にできないのかと思えるような、結構重要な仕事があるのですね、ですからあの、法曹資格を取れなかった人の処遇の問題も、そういう周辺の資格も含めて考えていく必要があると思います。

**【三上委員】** 「なんとか蛇に怖じず」で、素人なので、危険な発想かもしれないのですけれども、私がちょっと不思議に思っていますのは、法科大学院になって法学教育を2年間受け、さらに司法修習が必要なのですね、それがために、ストレートで行っても、普通の学部生卒業生よりも4年以上遅れて社会に出てくることになります。民間企業の採用というのも、法科大学院制度ができた際の、一つのニーズの先だと思えるのですけれども、そこでネックになるのは、新卒と年があまりに離れ過ぎることです。今後、さらに司法修習が自己負担になると、その間いろいろと借金をして入ってこられる方もいるかもしれな



いので、そうすると、仕事に就いて直ぐにそれなりに返せるだけの給料をもらえるところというのは、さらに限られてくるという気がしております。むしろ法科大学院が出来たのであれば、別に旧試験時に法学部で勉強してそれで通った人はそのまま司法修習に行っていたわけですから、司法修習の期間が多少短くなったということがあるのかもしれませんが、1年半とか1年3か月だったかとそれだけの違いですから、なぜそこで重複して司法修習をやるのかなと感じるわけです。アメリカですと、法科大学院を出て試験を通ると、そのまま弁護士登録ができる。もちろん職業によって、例えば裁判官や検察官になるときにそのための基礎教育として司法修習みたいなものが成り立つのかもしれませんが、民間で働くとか、自分で弁護士を実践するときには、必ずしも司法修習が必要な、必ずやらなければいけないものなのかどうかです。もちろん何年かそういう仕事をすれば修習を終わったと同じ資格を与えられるという制度があるんですけど、7年は長いですし、その間は法曹ではないわけですので、その辺の重複感というものも合わせて考えないと法科大学院制度だけをどうこう言ってみても問題の一面が落ちちゃうのではないかという気がしております。

**【谷藤座長】** そのほか、委員の方々からご意見ございませんでしょうか。今日、予定されたのは11時半、申し訳ございません。本来だと、まだまだご意見を頂戴したいのですが、最初、簡単にフリートキングしていてもこれだけいっぱい問題が出て、どうやってまとめられるのかなと不安になりましたけど、これから少しずつ、ターゲットを絞り込んでいきたいと思っております。それでは最後に、次回の予定、これはまだ確定的ではありませんけど、事務局からご説明、お願いします。

**【松本評価監視官】** 次回につきましては、先程スケジュールをご紹介申し上げましたとおり、法務省・文部科学省のワーキングチームの検討結果のヒアリングを予定しております。ご了解いただければ、現時点では6月25日を想定しておりますが、ワーキングチームの検討結果が出た後がよろしいかと思っておりますので、6月末から7月の頭辺りののしかるべき時期に、委員の皆様のご都合を伺って決めたいと思っております。よろしく申し上げます。

**【谷藤座長】** そうしますと、報告書が出た後を予定していると判断してよろしいですか。

**【松本評価監視官】** はい

**【谷藤座長】** 日程につきましては、調整をお願いします。それでは、本日は以上をもちまして第1回の法科大学院の評価に関する研究会を終わります。本日の内容につきましては、この後、私と郷原委員とで記者会見をさせていただきます。どのようなことが議論の対象となったのかということ、簡単に報告したいと思います。本日はどうもありがとうございます。これで終わりたいと思っております。